

令和 7 年 4 月 1 日

そよ風保育園 戸塚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

名 称 そよ風保育園 戸塚園
所在地 埼玉県川口市戸塚 3 丁目 3 2 番 2 2 号

(2) 目的及び運営の方針

- ア 子どもの最善の利益を大切にし、子どもの幸せを第一に考えた教育、保育を提供します。
- イ 子どもの気持ちに共感し、養護と教育を一体的に行い、生命の保持及び、情緒の安定を図ります。
- ウ 保護者とともに子どもを育て、社会の一員としての基礎を養います。
- エ 保育士としての専門性の向上に努めます。
- オ 当園の運営にあたっては、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。
 - ・児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)
 - ・子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)
 - ・川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 9 年川口市条例第 5 8 号。以下、「認可基準」という。）
 - ・川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 条例 7 1 号。以下、「運営基準」という。）

2 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	4 9 3 . 4 5 m ²		
	屋外遊戯場	1 7 2 . 8 3 m ²		
園 舎	構 造	鉄骨造		
	延べ面積	4 1 2 . 8 4 m ²		
	階数	2 階建	建築年月	平成 3 1 年 3 月

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組 (0 歳児クラス)

保育室	5 室	りす組（満 1 歳児クラス） うさぎ組（満 2 歳児クラス） ぱんだ組（満 3 歳児クラス） きりん組（満 4 歳児クラス） ぞう組（満 5 歳児クラス）
調理室	1 室	
事務室	1 室	事務室と保健室を兼ねる

3 提供する教育・保育の内容

（1）特定教育・保育及び延長保育の提供

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。

ア 乳児は個々の違いに留意しながら、一人一人の発達に合わせた保育を提供します。

イ 3 歳未満児は心身の発達、言葉や生活習慣の獲得が著しい時期であり、個人差の大きい時期なので、個別の計画を立て対応をします。

ウ 3 歳以上児は、クラス計画を基本とし、集団生活の楽しさや、共同的な活動の学びを大切に、就学前教育にも力を入れ、社会の一員としての基礎作りに努めます。

（2）年間行事予定

始業式、遠足、保育参観、七夕、夏祭り、運動会、クリスマス会、発表会、卒園式等を予定しています。時期については別途お知らせいたします。

（3）1 日の流れ

別途、デイリープログラムを添付いたします。

（4）食事の提供

ア 提供方法

自園調理にて提供いたします。

イ 提供内容

昼食及び補食を提供いたします。3 歳以上児については、主食費として別途材料費の実費相当額をご負担いただきます。献立表は毎月別途お知らせします。

ウ 提供時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	補食	備考
0 歳児	11 時 00 分頃	9 時 30 分頃 15 時頃	離乳食
1 歳児	11 時 10 分頃	9 時 30 分頃 15 時頃	幼児普通食
2 歳児	11 時 10 分頃	9 時 30 分頃 15 時頃	幼児普通食
3 歳児	11 時 30 分頃	15 時頃	幼児普通食

4 歳児	1 2 時 0 0 分頃	1 5 時頃	幼児普通食
5 歳児	1 2 時 0 0 分頃	1 5 時頃	幼児普通食

エ 食物アレルギー等への対応

食物アレルギーをお持ちのお子さんはお知らせ下さい。医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

※上記を問わず、行事（お別れ遠足・運動会等）の参加の際、お弁当の持参をお願いすることがあります。

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。

職員の職務は、関係法令の定めるところによることとします。

ただし、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員について常勤換算後の員数とします。

職種	員数	職務の内容
施設長	1 人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
主任	1 人（常勤専従）	施設長を助け、他の保育士を統括する。
保育士	入園児童数によって、以下の基準以上の数の職員を配置する 満 1 歳未満児の園児 3 人につき保育士 1 人 満 1 歳 5 人につき保育士 1 人 満 2 歳以上 3 歳未満の園児 6 人につき保育士 1 人 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児 1 5 人につき保育士 1 人 満 4 歳以上の園児 2 5 人につき保育士 1 人 保育士は常勤専従と常勤換算後の人数とする	園児の教育・保育に直接従事する。 乳児及び 3 歳未満児は個別計画の立案 3 歳以上児はクラス計画の立案 保育の P D C A 毎月、計画→保育実施→反省 見直し→ 再計画→保育実施 年間行事の推進 月行事の推進 日々の保育実施 保護者との連携等
調理員	3 人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及び補食を調理する。
事務員	1 人	園の事務総務を行う。
嘱託医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断を行う。
嘱託歯科医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、歯科健診を行う。

5 教育・保育を行う日及び時間帯

(1) 当園において教育・保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。なお、提供時間以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。(別途利用者負担が発生します。)

(2) 必要保育時間は、通勤時間＋勤務時間です。必要保育時間は、園長が決定します。

認定区分	提供日	提供時間	延長保育時間
保育標準時間認定	月曜日～土曜日	7:00～18:00	18:01～19:00 土曜日の延長保育は無
保育短時間認定	月曜日～土曜日	8:30～16:30	7:00～8:29 16:31～18:00

※土曜日保育は、連携園（東川口駅前 そよ風保育園）との共同保育を、戸塚園にて実施する。

年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除きます。

6 利用者負担額等

当園の利用にあたっての負担額は以下のとおりです。

(1) 基本保育料

川口市が定める利用者負担額を川口市へお支払ください。

(2) 延長保育料

延長保育を利用する場合には、その利用時間に応じて、延長保育料を当園へお支払ください。一回300円 一月上限3000円とします。

延長保育の補食代は、一回50円徴収いたします。

(3) 実費徴収

上記の保育料のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

費目	実費徴収額
給食食材費（主食代・副食代） 保育時間認定児童（3歳児以上）	月額 6,300円
園帽子	実費
月刊絵本代	一括一年払い
教材費（2歳児以上） 体操着（3歳児以上）	実費 実費

物価変動の影響等により徴収額を変動する場合があります。

上記のほか、次の事項についてご負担いただくことを予定しています。

- ・上記に掲げるもの以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について、事前に説明いたします。

7 利用定員

総定員 60 人。内訳は次に掲げるとおりとする。

- (1) 0 歳児 6 人
- (2) 1 歳児 7 人
- (3) 2 歳児 8 人
- (4) 3 歳児 13 人
- (5) 4 歳児 13 人
- (6) 5 歳児 13 人

8 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 各種手続きについて

ア 入園に関する手続き

川口市が行う利用決定の選考により行ってください。

イ 退園に関する手続き

退園が決定した場合には、1 か月前までに知らせるとともに、退園届をご提出下さい。

ウ 転園・休園に関する手続き

- ・転園が決定した場合には、転園届をご提出ください。
- ・休園を申し込む場合には、休園届をご提出ください。

(2) 教育・保育の提供の終了について

当園は、以下に掲げる場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

ア 園児が小学校に就学したとき。

イ 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9 嘱託医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	種市 哲吉 上尾中央総合病院
医 院 長 名	徳永 英吉
所 在 地	上尾市柏座 1－10－10
電 話 番 号	048－773－1111

(2) 歯科

医療機関の名称	相田 貴絵 東京医科歯科大学勤務医
医 院 長 名	森尾 郁子
所 在 地	東京都文京区湯島 1－5－45
電 話 番 号	03－3813－6111

10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 園児の病状急変等への対応について

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2) 非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
災害時の避難場所	第一避難場所 戸塚中台公園 第二避難場所 戸塚小学校
園児引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。

(3) 管轄する関係機関

消防署	川口市消防局 北消防署戸塚分署 〒333-0811 埼玉県川口市戸塚3-13-16 ☎048-296-5567
警察署	川口 武南警察署 〒334-0004 埼玉県川口市辻1010-2 ☎048-286-0110

11 要望・相談及び苦情の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 田村 由江 ・ご利用時間 8:30～ 17:30 ・電話番号 048-229-8844 FAX 048-229-8844 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員会	川合 良枝 (NPO法人すこやか理事長) 島根 泰輔 (行政書士)

12 虐待の防止

(1) 職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

1 3 保険等に関する事項

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険 賠償責任保険
保険の内容	保育中におきた事故の補償と賠償
補償金額	死亡事故1人につき 10億円

1 4 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(1)(1) 正当な理由がない限り、教育・保育の提供にあたって知り得た園児及びその家族の個人情報を他者へ公表しませんが、関係機関から要請があり必要に応じて情報を提供することがあります。

(2) 園児の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

1 5 留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

1 6 土曜日共同保育の実施

実施施設	そよかぜ保育園 戸塚園
依頼施設	東川口駅前 そよ風保育園
実施場所	川口市戸塚3丁目32番22号

1 7 電磁的方法による対応

保護者の利便性向上等の観点から、電磁的方法による対応を行います。

(メール、アプリの利用等)

令和6年度 同意書

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名称：そよ風保育園 戸塚園

説明者職氏名：園長 氏名 堀 千代子

私は、本書面に基づいてそよ風保育園 戸塚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意した上で、貴園の利用を申し込みます。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：